

官報号外

昭和三十四年六月三十日

○第三十二回 衆議院会議録 第五号

昭和三十四年六月三十日(火曜日)

議員五十嵐吉藏君逝去につき院議

をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案は議長に一任する

午後六時四十一分開議
○議長(加藤鑑五郎君) これより会議を開きます。

○議長(加藤鑑五郎君) つきまして認めます。よって、許可するに決しました。

〔拍手〕
内閣委員長 福田 一君
〔拍手〕
法務委員長 濱戸山三男君

辞任いたしたいとの申し出があります。
これを許可するに御異議ありませんか。

〔拍手〕
議院運営委員長 荒船清十郎君
〔拍手〕
内閣委員長 福田 一君

○本日の会議に付した案件
議院運営、内閣、地方行政、法務、外務、大蔵、文教、社会労働、農林水産、商工、運輸、通信、建設、決算及び懲罰の各常任委員長辞任の件

昭和三十四年六月三十一日
午後一時開議
第一 予算委員長の選挙

○議長 第五号

○議長(加藤鑑五郎君) これより会議を開きます。

○議長(加藤鑑五郎君) 件(議長発議)
西ヶ久保重光君の故議員五十嵐吉藏君に対する追悼演説

○議長(加藤鑑五郎君) つきまして認めます。よって、許可するに決しました。

〔拍手〕
外務委員長 小澤佐重喜君
〔拍手〕
法務委員長 濱戸山三男君

○議長(加藤鑑五郎君) 常任委員長辞任の件
議院運営、内閣、地方行政、法務、外務、大蔵、文教、社会労働、農林水産、商工、運輸、通信、建設、決算及び懲罰の各常任委員長辞任の件

○議長(加藤鑑五郎君) つきまして認めます。よって、許可するに決しました。

〔拍手〕
内閣委員長 植木庚子郎君
〔拍手〕
大蔵委員長 植木庚子郎君
〔拍手〕
文教委員長 大平 正芳君

○議長(加藤鑑五郎君) 常任委員長辞任の件
議院運営委員長江崎真澄君、内閣委員長内海安吉君、地方行政委員長鈴木善幸君、法務委員長小島徹三君、外務委員長櫻内義雄君、大蔵委員長早川崇君、文教委員長白井莊一君、社会労働委員長園田直君、農林水産委員長松浦周太郎君、商工委員長長谷川四郎君、運輸委員長塚原俊郎君、通信委員長平井義一君

○議長(加藤鑑五郎君) つきまして認めます。よって、許可するに決しました。

〔拍手〕
農林水産委員長 吉川 久衛君
〔拍手〕
商工委員長 中村 幸八君

○議長(加藤鑑五郎君) 常任委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤鑑五郎君) 松澤君提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔拍手〕
運輸委員長 平井 義一君
〔拍手〕
通信委員長 佐藤洋之助君

○議長(加藤鑑五郎君) 起立多數。よって、動議のとく決しました。

○議長(加藤鑑五郎君) 起立多數。よって、動議のとく決しました。

〔拍手〕
建設委員長 羽田武嗣郎君
〔拍手〕
予算委員長 小川 半次君

○議長(加藤鑑五郎君) 起立多數。よって、動議のとく決しました。

○議長(加藤鑑五郎君) 起立多數。よって、動議のとく決しました。

〔拍手〕
建設委員長 羽田武嗣郎君
〔拍手〕
予算委員長 小川 半次君

○議長(加藤鑑五郎君) 起立多數。よって、動議のとく決しました。

○議長(加藤鑑五郎君) 起立多數。よって、動議のとく決しました。

○議長(加藤鑑五郎君) 起立多數。よって、動議のとく決しました。

○議長(加藤鑑五郎君) 起立多數。よって、動議のとく決しました。

〔拍手〕
建設委員長 羽田武嗣郎君
〔拍手〕
予算委員長 小川 半次君

昭和三十四年六月三十日 衆議院会議録第五号 公職選挙法改正に関する調査特別委員会外二特別委員会設置の件 議員五十嵐吉蔵君逝去につき院議をもつて弔詞贈呈することとし、その文案は議長に一任するの件 茜ヶ久保重光君の故議員五十嵐吉蔵君に対する追悼演説

決算委員長 鈴木 正吾君
〔拍手〕 懲罰委員長 高瀬 傳君

員会の委員は追つて指名いたします。

ただいま議決せられました三特別委員会の弔詞贈呈することとし、その文案は議長に一任することと

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

先代の五十嵐榮三郎氏は、人格、識見ともに高い名望家で、多年にわたり

農林委員として活躍し、また、第二十

回議会及び第二十七回国会には国土

総合開発特別委員長に選任せられたの

あります。

今、君のこの多方面の活躍の一端を

回顧しますと、まず、去る本月十五日

に開道式をあげました群馬・新潟両県

を結ぶ三國国道は、君が建設委員とし

てきわめて力を入れてその工事の促進

をはかられたものであります。この

開通により産業の開発の上に受ける利

益はばかり知れないものがあるのであ

ります。

さて、群馬県下における唯一の組合製糸

業は、かねて病氣のため御静養中であります。自來、二期にわたつた君は、推されてその補欠選挙に出馬

し、三十才の若さをもつて、みごと

す。なお、この文案は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

つきましては、同君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈いたしたいと存じません。

また、この文案は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

○議長(加藤謙五郎君) 御報告いたす

ことがあります。議員五十嵐吉蔵君

は、去る六月二十四日逝去されました。

まことに痛惜哀悼の至りにたゞま

せん。

○議長(加藤謙五郎君) 特別委員会設置につきお諮りいたします。

公職選挙法改正に関する調査をなすため、委員二十五名よりなる特別委員会を設置するの件(議長)

発議)

○議長(加藤謙五郎君) 特別委員会設置につきお諮りいたします。

公職選挙法改正に関する調査をなすため、委員二十五名よりなる特別委員会を設置するの件(議長)

発議)

○議長(加藤謙五郎君) 特別委員会設置につきお諮りいたしました。

公職選挙法改正に関する調査をなすため、委員二十五名よりなる特別委員会を設置いたしたいと思ひます。

また、科学技術振興の対策を構立するため、委員二十五名よりなる特別委員会を設置いたしたいと思います。

また、国土の総合開発について諸施策を樹立するため、委員二十五名よりなる特別委員会を設置いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、その通り決しました。

衆議院は多年憲政のため尽力された元本院国土総合開発特別委員長議員従四位勲二等五十嵐吉蔵君の長逝を悼んでつしんで弔詞をささげます。

衆議院は多年憲政のため尽力された元本院国土総合開発特別委員長議員従四位勲二等五十嵐吉蔵君の長逝を

君は、群馬県伊勢崎市豊受の出身で、明治三十四年十月に生まれ、大正七年県立安中蚕糸学校卒業し、その後家業の蚕種業に従事し、當時わが国

は昭和十七年の第二十一回総選挙の際であり、戦後は、二十七年の第二十五回総選挙以後連続して本院議員たるの主要産業である養蚕の振興に専念し栄を得られ、今まで当選五回、在職十年六ヶ月に及んでおられます。本院

君が本院に議席を占められましたのは昭和十七年の第二十一回総選挙の際であり、戦後は、二十七年の第二十五回総選挙以後連続して本院議員たるの主要産業である養蚕の振興に専念し栄を得られ、今まで当選五回、在職

最大の努力を払われたのは東北地方開

發に関する一連の諸法律の制定に關してであり、もつて同地方の産業の振興に多大の貢献をいたされました。

かくして、君は、多年にわたり国政審議に精励して、大きな業績を残されました。これ、まことに国会議員の職責を全うされたと、たたえるべきであります。

君は、党にあつては改進党代議士会副会長、日本民主党総務、自由民主党農林部長の要職を歴任し、農政通として、その高邁な人格をもつて広く同僚議員の信望を一身に集められておつたのであります。

また、君は、昨年来、蚕糸業振興審議会委員として活躍し、さきには、二十八年九月、イタリアのミラノにおいて開催された国際絹業大会に日本代表として出席し、帰途、欧米各国を歴訪して、生糸の輸出市場の開拓に大いに努められたのであります。

思うに、君は、まことに君子人と呼ぶにふさわしく、その人格は至つて清廉高潔、その性格はきわめて温厚篤実で、いやしくも自己を誇るがこときことは決してなかつたのであります。しかも、かたい信念の人であり、事に当つては熱慮斷行し、常に信ずる道を貫きてやまないゆえんも、またここにある通されました。君は、また、きわめて情

義に厚く、ことに公私多端な生活の中において、郷党的子弟の指導啓發に頼りました。これ、まことに国会議員の職責を全うされたと、たたえるべきであります。

従つて、郷里の人々の間における君の信望ははなはだ高く、たとえば、選挙において一投票区の九〇%以上の得票を得られるという、まことにわれわれの追隨を許さぬものがございました。

私は、君とは所屬政党を異にし、過去幾たびかの選挙において相争い、立会演説会において、または各種の討論会において議論を戦わしてきたのであります。

いまだ六十に満たず、政治家としてますますその本領を發揮すべきときには、盡焉としてゆかれましたことは、邦家にとりこの上ない大きな不幸でありまして、痛恨きわまりない次第であります。(拍手)

ここに、五十嵐君生前の事績を追叙し、その徳をたたえ、その長逝を心から哀悼して、もつて追悼の辞をいたしました。(拍手)

一、去る二十六日本院は衆議院議員星島二郎君及び参議院議員村上義一君が皇居造営審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知しました。

(講決通知)

一、去る二十六日本院は衆議院議員星島二郎君及び参議院議員村上義一君が皇居造営審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知しました。

一、去る二十六日本院は衆議院議員星島二郎君及び参議院議員村上義一君が皇居造営審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知しました。

（報告書要領）

○議長(加藤鑑五郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十六分散会

（指名通知）

一、去る二十六日本院は国土開発総貫自動車道建設審議会委員に衆議院議員川島正次郎君、同石井光次郎君、同船田中君、同小金義照君及び同福永健司君を指名した旨内閣に通知した。

（報告書要領）

一、去る二十六日本院は衆議院議員星島二郎君及び参議院議員村上義一君が皇居造営審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知しました。

（報告書要領）

一、去る二十六日本院は衆議院議員星島二郎君及び参議院議員村上義一君が皇居造営審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知しました。

（報告書要領）

一、去る二十六日本院は衆議院議員星島二郎君及び参議院議員村上義一君が皇居造営審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知しました。

（報告書要領）

一、去る二十六日本院は衆議院議員星島二郎君及び参議院議員村上義一君が皇居造営審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知しました。

昭和三十四年六月三十日 衆議院会議録第五号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円 (但し良質紙は二十円)
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五 大蔵省印刷局 昭和十九年四月三日 三五百部